

建築物の建築には“確認申請”が必要です



建築基準法や都市計画法の認識不足により、せっかく建てたマイホーム等が違反建築となってしまう事例が報告されています。

住宅の増築や建物の用途変更などの際には、事前に町や県と相談を行い、安全で安心な住環境をつくりましょう。

Q1 建築物とは？

A1 建築基準法では、屋根があり、柱または壁があるものが建築物になります。屋根付きのテラスやカーポートも屋根と柱があるので建築物となります。

Q2 自宅を増築したいが、確認申請は必要ですか？

A2 増築面積が10㎡を超える場合は確認申請が必要です。なお、10㎡以内の増築の場合には確認申請は不要ですが、建築基準法で定められた基準に適合させなければなりません。

●問い合わせ先 都市建設課 ☎62-2116

Q3 ユニット物置、プレハブ倉庫、コンテナ等を置きたいのですが？

A3 物置などとして利用すれば基礎の有無にかかわらず建築物となり、確認申請が必要です。

Q4 農業用倉庫を事務所や工場として利用したいのですが？

A4 鏡石町は都市計画法により、地域によって建築物の用途を定め、まとまりのあるまちづくりを目指しています。地域によっては、農業用倉庫としては大丈夫でも、事務所や工場としては認められない地域がありますので、事前に確認をしてください。

Q5 違反建築になるとどうなるの？

A5 県の命令により工事の停止や使用の禁止、建物の除却、さらに命令に従わない者に対しては懲役または罰金が科せられる場合があります。

国民年金についてのお知らせ

☎ 郡山年金事務所 ☎024-932-3434
 予約受付専用電話 ☎0570-05-4890
 税務町民課 ☎62-2112

① 20歳になったら国民年金に加入！

国民年金への加入は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方に法律で義務付けられています。

将来、年金を受給するためには、10年(120月)以上の年金加入期間(保険料を納めた期間+免除を受けた期間)が必要となりますので、就職や退職をした場合は、国民年金加入、喪失の届け出をしましょう。就職をした方は新しい保険証、会社等を退職した方や扶養から外れた方は、健康保険資格喪失証明書等を持参し手続きをしてください。

② 国民年金保険料免除が必要な方へ

令和元年度の国民年金保険料の金額は、月々16,410円です。保険料の納付が経済的に困難な場合は、免除の申請手続きが必要です。また、令和元年4月より、第一号被保険者(自営業・学生・無職の方など)を対象に、産前産後保険料免除制度が始まりました。出産予定日6か月前より申請が可能ですので、母子手帳を持参のうえ申請を行ってください。

③ 年金生活者支援給付金制度の開始

令和元年度10月より、年金生活者支援給付金制度が始まります。消費税引き上げ分を活用し、公的年金等の収入やその他の所得が一定基準額以下の年金生活者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。高齢年金・障害年金・遺族年金のいずれかを受給しており、所得等の支給要件を満たしている方が対象です。

なお、対象の方には、年金機構より請求書(ハガキ)が同封された封書が届きます。氏名等を記入の上、目隠しシールと切手を貼って、郵送してください。その他の公的年金同様、給付を受けるには請求書の提出が必須ですご注意ください。



狂犬病予防注射を受けさせましょう

☎ 健康環境課 ☎62-2115

生後91日以上の子犬の飼い主の方は、狂犬病予防法に基づき、町に犬を登録し、毎年1回狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。狂犬病は、人を含む全ての哺乳類が感染します。現在、日本では発生していませんが、日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域で依然として発生しており、発症すると効果的な治療はなく、ほぼ100%の確率で死亡します。

飼い主と愛犬を守るため、毎年必ず狂犬病予防注射を受けさせましょう。なお、飼い犬の登録をされていない方、死亡等で現在飼われていない方は、健康環境課へご連絡ください。

● 犬の登録方法

健康環境課にて登録申請書を記入し、犬の鑑札の交付を受けてください。登録料として3,000円をご持参ください。

● 狂犬病予防注射の実施方法

最寄りの動物病院等で狂犬病予防注射を受けた後、健康環境課にて注射済証明書を提示し、注射済票の交付を受けてください。予防注射済票交付手数料として550円をご持参ください。

介護保険の区分支給限度基準額の改正及び被保険者証の取り扱いについて

介護保険の在宅サービスなどを利用する場合は、要介護度別に、介護保険対象サービス費用の上限額(区分支給限度基準額)が決められています。

10月から消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、介護報酬等の改定が行われ、介護報酬の改定に合わせて、区分支給限度基準額も下記の表のとおり変更となりました。

要介護認定を受けている方の介護保険被保険者証には、要介護度に応じた区分支給限度基準額が記載されていますが、今回の改正による介護保険被保険者証の差し替えは行いませんので、改正後の区分支給限度基準額に読み替えてご利用いただけますようお願いいたします。

要介護度	改正前基準額(9月まで)	改正後基準額(10月から)
要支援1	50,030円	50,320円
要支援2	104,730円	105,310円
要介護1	166,920円	167,650円
要介護2	196,160円	197,050円
要介護3	269,310円	270,480円
要介護4	308,060円	309,380円
要介護5	360,650円	362,170円

※金額については単価が10円と仮定して算出しています。

●問い合わせ先 福祉こども課 ☎62-2210

令和元年年分『年末調整』及び『消費税軽減税率制度』説明会のお知らせ

開催月日	受付開始時刻	説明会名称	説明会開始・終了時刻	会場	対象地域
11月12日(火)	9時	年末調整関係事務	9時30分~11時	須賀川市産業会館 (須賀川市花岡34-2)	須賀川市 岩瀬郡
		消費税の軽減税率制度	11時~11時30分		
	13時	年末調整関係事務	13時30分~15時		
		消費税の軽減税率制度	15時~15時30分		
11月15日(金)	13時	年末調整関係事務	13時30分~15時	天栄村生涯学習センター (天栄村大字下松本字原畑66)	
		消費税の軽減税率制度	15時~15時30分		

須賀川税務署では、左表のとおり令和元年年分年末調整及び消費税軽減税率制度説明会を行います。

※年末調整の諸用紙は、10月21日(月)、10月23日(水)から10月25日(金)の間で発送を予定しております。

●問い合わせ先
 須賀川税務署(源泉所得税担当)
 ☎75-2194